



「この前、勉強してきたんですよ。裁判所で。」

山形地方・家庭裁判所では、裁判官や裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官が裁判のしくみなどについて説明を行ったり、法廷の見学を行う「裁判所見学会」を実施しています。

8月は、上山地区の教員のみなさん、大石田町の更生保護女性会・保護司会のみなさん、県立寒河江高校の生徒の方が、見学にお越しくださいました！

上山地区教員社会科研修

上山地区の教員の皆さんが、社会科研修の一環としてお越しくださいました！

裁判員制度と検察審査会制度について、山形検察審査会の小山事務局長からご説明した後、意見交換と質疑応答を行いました。その一部をご紹介します。

Q：裁判員制度と検察審査会制度はどう違うのですか。

A：**裁判員制度**は、有権者の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのか、を決める制度です。

検察審査会制度は、有権者の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が事件を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査する制度です。

※わが国では、被疑者を起訴するかどうかを決める権限は、一部の例外を除き、検察官だけに与えられています。



裁判所ナビゲーター
「さいたん」

検察審査会制度について
もっと詳しくお知りになりたい方は
コチラをクリック！

検審

検察審査会

大石田町更生保護女性会・大石田町保護司会



大石田町更生保護女性会と大石田町保護司会の皆さんが、研修で見学にお越しいただき、その中で、改正少年法後の保護観察等が話題になりました！

山形家庭裁判所の安積次席家裁調査官から、令和4年4月1日施行の改正少年法について概要をご説明した上、特定少年の仮退院後の保護観察の在り方等について意見交換をしました！

みなさん、とても高い関心を寄せておられました！

【更生保護女性会】 更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。（法務省ウェブサイトより）

【保護司】 保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。（法務省ウェブサイトより）

【特定少年】 罪を犯した18歳・19歳の者をいいます。令和4年4月1日から、選挙権年齢や民法上の成年年齢が18歳に引き下げられましたが、同日施行の改正少年法の下では、罪を犯した18歳・19歳の者は「特定少年」として、なお少年法の適用対象である一方、17歳以下の少年とは異なる取扱いがされることになりました。

【仮退院後の保護観察】 家庭裁判所の決定により少年院送致とされた少年は、少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けますが、収容期間が満了する前に、地方更生委員会の決定により、仮に退院することが許されることがあります。仮退院した後は、収容期間の満了日又は退院の決定があるまで保護観察に付され、保護観察官又は保護司から、改善更生のために必要な指導監督及び補導援助を受けます。



家庭裁判所
キャラクター
「かーくん」



少年事件について
もっと詳しくお知りになりたい方は
コチラをクリック！

少年

少年事件

山形県立寒河江高等学校 2年生の生徒さんが、探究活動のため、裁判所にお越しになりました！
探究テーマは「裁判員裁判」！
裁判員になることができる年齢が18歳以上に引き下げられたことを受けて、裁判員制度をよりよく知りたいと思い、裁判員裁判を探究テーマに選ばれたそうです。



山形地方裁判所の佐々木刑事部長が、事前にいただいた質問にお答えしたほか、インターネット上に公開されている統計情報その他のデータの使い方や留意点等、今後の探究に役立てて頂ける事項についてアドバイスしました。その一部をご紹介します！

裁判員制度の意義

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民のみなさんの信頼の向上につながることを期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも行われています。



裁判員に選出された後の手続

1. 裁判長が、裁判員及び補充裁判員に対し、権限、義務のほか、刑事裁判のルールを説明します。
刑事裁判のルールとは、次の3つです。
 - ①事実の認定：事実の認定は法廷で調べた証拠のみによるべきこと
 - ②証明の責任：被告人が有罪であることは検察官が証明しなければならないこと
 - ③証明の程度：常識に照らして判断し、被告人が罪を犯したことが間違いないといえる場合に有罪とすべきこと
2. その上で、裁判員及び補充裁判員は、法令に従い公平誠実に職務を行うことを誓う旨の宣誓をします。

裁判所のYouTubeでも選任手続について紹介しているよ！



YouTube

ほかにも、①裁判員制度にかかる費用や、②裁判員裁判の実情などについてもご質問をいただきました。

①裁判員制度にかかる費用につきましては、裁判所のウェブサイトには裁判所の予算・決算・財務書類に関するページがありますので、財務省のウェブサイトと併せてご覧いただくと、予算規模をイメージしていただけたと思います。また、裁判所では、毎年、「裁判員裁判の実施状況に関する資料」を公表しておりますので、そちらのデータもご参照ください。

②裁判員裁判の実情につきましては、こちらで裁判所が毎年公表しております「裁判員制度の運用に関する意識調査」をご覧いただくと、ご理解いただきやすいかと存じます。また、山形地方裁判所では、毎年1回、裁判員・補充裁判員を経験された方との意見交換会を実施しています。令和5年は10月30日に実施いたします。過去の実施分も含め、概要は山形地方裁判所のウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。各サイトへは下のボタンからどうぞ！



佐々木刑事部長



裁判所の予算



裁判員裁判の実施状況に関する資料



裁判員裁判の運用に関する意識調査



裁判員経験者との意見交換会



裁判員制度

■裁判所見学会のご案内■

山形地方・家庭裁判所では、裁判所見学会を随時開催しております。詳しくはウェブサイトをご覧ください。
(お申し込み先・お問い合わせ先)

山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513 (直通)



ボタンをクリック！

